

令和7年3月31日

お客さまへ

株式会社ポートフォリア

「みのりの投信」・「みのりの投信（確定拠出年金専用）」

信託約款変更のお知らせ

現在投資いただいております「みのりの投信」・「みのりの投信（確定拠出年金専用）」につきまして、下記の通り投資信託約款変更を実施いたしますのでお知らせ申し上げます。

記

1. 変更理由

令和7年4月1日から「投資信託及び投資法人に関する法律」および「一般社団法人投資信託協会規則」が改正されるのに伴い、対応する項目に必要な変更を行うものです（詳細につきましては、次頁以降の新旧対照表を参照ください）。

なお、今回の変更は、法令改正によるものであるため書面決議は行いません。

2. 主な変更内容

原則として、運用報告書を書面ではなく電子的な手段でお客さまへ交付すること。

3. 変更の日程

- ・ 令和7年3月27日 内閣総理大臣への届出日
- ・ 令和7年4月1日 変更日

投資信託約款の変更に係る新旧対照表

追加型証券投資信託 「みのりの投信」・「みのりの投信（確定拠出年金専用）」

下線部____は変更部分を示します。

変更後	変更前
<p>(運用状況に係る情報の提供)</p> <p>第 54 条</p> <p>委託者は、投信法第 14 条第 1 項に定める<u>事項に係る情報</u>を第 55 条に規定するアドレスに掲載し、電磁的方法により提供します。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から<u>前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。</u></p>	<p>(運用報告書に記載すべき事項の提供)</p> <p>第54条</p> <p>委託者は、投信法第 14 条第 1 項に定める<u>運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項</u>を第 55 条に規定するアドレスに掲載し、電磁的方法により提供を行います。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から<u>運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。</u></p>

以上